

1. 議事日程

〔令和6年第1回安芸高田市議会臨時会第1日目〕

令和6年2月14日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 承認第1号 専決処分した事件の承認について【控訴の提起について】
日程第4 議案第1号 令和5年度安芸高田市一般会計補正予算（第8号）

2. 出席議員は次のとおりである。（15名）

1番	南 澤 克 彦	2番	田 邊 介 三
3番	山 本 数 博	5番	新 田 和 明
6番	芦 田 宏 治	7番	山 根 温 子
8番	先 川 和 幸	9番	石 飛 慶 久
10番	山 本 優	11番	熊 高 昌 三
12番	宍 戸 邦 夫	13番	秋 田 雅 朝
14番	金 行 哲 昭	15番	児 玉 史 則
16番	大 下 正 幸		

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

3番	山 本 数 博	5番	新 田 和 明
----	---------	----	---------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（12名）

市 長	石 丸 伸 二	副 市 長	米 村 公 男
教 育 長	永 井 初 男	危 機 管 理 監	松 崎 博 幸
総 務 部 長	高 藤 誠	企 画 部 長	高 下 正 晴
福祉保健部長兼福祉事務所長	井 上 和 志	産 業 部 長	森 岡 雅 昭
建 設 部 長	河 野 恵	教 育 次 長	柳 川 知 昭
総 務 課 長	新 谷 洋 子	財 政 課 長	沖 田 伸 二

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局次長
総務係長

毛利幹夫
日野貴恵

事務局次長
主事

藤井伸樹
實村峻

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 開会

- 大 下 議 長 定刻になりました。  
ただいまの出席議員は15名であります。  
定足数に達しておりますので、これより令和6年第1回安芸高田市議会臨時会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。  
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をさせます。  
毛利事務局長。
- 毛利事務局長 諸般の報告をいたします。  
第1点、市長及び教育長より、本臨時会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧表が提出されております。  
第2点、市長より、3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約の締結について、1件の報告がありました。  
第3点、市長より、議会の委任による専決処分事項について、1件の報告がありました。  
第4点、監査委員より、令和5年11月分及び12月分の例月出納検査の報告がありました。  
第5点、閉会中の議員派遣結果について報告いたします。  
それぞれ写しをお手元に配付いたしておりますので御了承ください。  
以上で諸般の報告を終わります。
- 大 下 議 長 以上をもって、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 大 下 議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により議長において、3番山本議員及び5番 新田議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期の決定

- 大 下 議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
本臨時会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議いただいておりますので、その結果について議会運営委員長の報告を求めます。  
山本議会運営委員長。
- 山本議会運営委員長 令和6年第1回臨時議会の運営につきまして、去る2月7日議会運営委員会を開き、次のとおり決定しましたので報告いたします。  
まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日1日のみといたしました。  
本臨時会に付議されます案件は、承認1件、議案1件の計2件でございます。  
承認1件につきましては、委員会付託を省略することにいたしました。

議案審議についてですが、お手元の付託表のとおり、議案第1号は提案理由説明の後、質疑を受け予算決算常任委員会へ付託することといたしました。

以上報告を終わります。

○大 下 議 長 お諮りいたします。ただいま委員長の報告のとおり、会期は本日1日とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大 下 議 長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 承認第1号 専決処分した事件の承認について【控訴の提起について】

○大 下 議 長 日程第3、承認第1号「専決処分した事件の承認について」の件を議題といたします。

本件に関しましては、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、山根議員の退場を求めます。

ここで暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時05分 休憩

午前10時05分 再開

~~~~~○~~~~~

○大 下 議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 本件は、広島地方裁判所令和3年（ワ）第1006号損害賠償請求事件について、令和5年12月26日に言い渡された判決に対して不服があり、控訴を提起したものです。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年12月28日付で専決処分をしましたので、承認を求めます。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○大 下 議 長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

高藤総務部長。

○高藤総務部長 それでは、承認第1号について要点の説明をします。

控訴の提起についての専決処分です。

3ページ、控訴の提起についてを御覧ください。

この案件は3、事件の概要にありますとおり、議会内での発言やSNSへの発信が名誉毀損に当たるとして、原告安芸高田市内の個人が被告安芸高田市に対し損害賠償の訴えを提起したもので、令和5年12月26日の判決は、4、判決の内容にありますように被告に対し原告への金員の支払い及び訴訟費用の一部負担を命じたものとなりました。

市は、この判決内容に不服があることから、5、控訴の趣旨に記載し

た判決を求める控訴の提起を限られた期間での事務であり緊急を要したことから、令和5年12月28日付での専決処分とし、1月9日広島高等裁判所へ控訴状を提出したものです。

以上で、要点の説明を終わります。

○大 下 議 長 以上をもって、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

先川議員。

○先 川 議 員 8番、清志会、先川和幸です。質疑いたします。

本件につきましては、昨年12月28日付で専決で控訴されたとありますが、その理由について、市長にお伺いいたします。

本事件につきましては、令和2年10月1日に生じた議会を敵に回すなら政策に反対するぞと言ってもいない同僚の山根温子議員を名指しし、旧ツイッター等にしつこく投稿し、議員の名誉を著しく毀損してきたところであります。この間、本人はもとより関係者の皆さんの御心痛は計り知れないものがあつたと推察をいたします。

司法の広島地方裁判所におかれましては、約2年3か月の間、事実関係を精査され、また、関係者の参考人招致等を行うなどあらゆる面から審査をされ、その結果として昨年12月26日に市は同僚議員への名誉を損なう行為があつたとし、33万円の賠償を命じられたところあります。

市は現在、この判決を不服とし専決でもって控訴されているところですが、控訴するに当たっては地方自治法96条1項12号で議会議決を得る必要があると地方自治法では定められております。

冒頭申しましたとおり専決したその理由について、市長にお伺いいたします。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 まず、大事な議会の機能について釘を刺しておきますが、質疑は勝手な自己主張する場ではありません。慎むべきです。

執行部からの見解については、担当者より答弁を行います。

○大 下 議 長 続いて答弁を求めます。

高藤部長。

○高藤総務部長 この事件につきましては専決処分でございますが、普通地方公共団体の長は地方自治法において特に緊急を要する議会を招集する余裕がないことが明らかであるときには専決処分を行うことができるとされています。

そうした中、今回の案件につきましては、12月26日に判決がありまして、それから控訴までの間が1月9日ということで大変短い期間での事務となっております。そうした中で、期間がありませんでしたということで、このたびは12月28日に専決処分をいたしましたところでございます。

また、判決の内容につきましては、一般的には原判決のことが誤りで

あるということで、事実の認定の部分と法律の論争を今後争っていくということが考えられております。

以上でございます。

○大 下 議 長 ほかに質疑はありませんか。

先川議員。

○先 川 議 員 私の調べるところによりますと、仮に12月28日に臨時議会開催の告示を行えば、1月4日には開催できるものと承知いたしております。市長は平素、法令遵守を厳しく言っておられる中、地方自治法96条1項12号をどのように理解されているのかお伺いいたします。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

高藤部長。

○高藤総務部長 先ほども申しましたように、期間が短かったということで12月28日に専決をしております。そうした中で、1月4日には弁護士への委任状等も作成し、1月5日には既に弁護士事務所のほうに直接足を向けまして、この書類等の提出を行って、1月9日には控訴状を提出したことでございます。

そうした中で先ほど申されましたが、大変期間が4日、5日ということで年明けには2日しかございませんでした。そうした中でこのたびの期間が短いということで、緊急を要するというので、専決処分させていただいたところでございます。

以上です。

それと休会という話があると思うんですけども、休会日、普通休日、祝日等には議会は開かないということとなっております。これは一般的などころですが、今まで安芸高田市の中でこういった事例があるかということが調べてみましたが、今までありませんでした。もし、そうしたことができる場合には、こういった臨時議会を開いての対応も可能だったと考えますが、そういった案件もありませんでしたし、これまで期間が短かったということで、時間がなかったのも、このたびは専決ということでさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○大 下 議 長 ほかに質疑はありませんか。

先川議員。

○先 川 議 員 時間がなかったとおっしゃいますけれど、先ほど申しましたように私の調べる限りでは、12月28日に臨時議会を開催の告示を行えば、1月4日には開催できるものと思っております。

本件の控訴は、市民の血税で行われるものであり、当然、議会の判断が必要であると思っております。これを省略されたことは、現在の仕組みである二元代表制を軽視し、また当議会を、市民を無視されたものと思いますが、市長の御所見をお伺いします。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 先ほど釘を刺したばかりなんですが、勝手な自己主張は慎むべきです。理解されたでしょうか。よろしいでしょうか。

部長が先ほど答弁した内容が理解できないというのであれば、またそのように質疑をし直してください。

会議規則において、議会のです。規則において、土日祝日は閉会すると、開会しないという決まりがあるんです。事実、それにのっとり、これまで安芸高田市になって休みの日に議会が開かれた事実はありません。それにのっとり今回も対応しています。まずそれが一つ、理解されたでしょうか。されてないんですか。一旦ここで答弁を終わります。

○大 下 議 長 以上で答弁を終わります。

先川議員。

3回いうことになってますんで。

ほかに質疑はありませんか。

山本議員。

○山本数博議員 3番。先ほど休日に行ったことはないというふうに答弁が、例がないんだと言われましたけど、例がなくてもやろうと思えばできたはずですよ。法律的にできないという根拠でもあるんでしたら、説明をお願いします。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

高藤部長。

○高藤総務部長 安芸高田市議会の会議規則10条があります。そちらのほうをちょっと読ませていただきます。

第10条、市の休日は休会とするというようなことが書いてあります。ということで基本は休日ということで考えております。そうしたことから、後は第2項のほうには、議会は議事の都合上その他必要があるときは議決により休会とすることができる。3、議長は必要があるときは休会の日でも議会を開くことができるというようなところで、4、議長は、地方自治法第114条第1項の規定による請求があった場合のほか、議会の議決があったときは休日の日でも議会を開かなければならないというようなところが、この議会規則のほうには掲げられております。

そういったことを考慮しまして、このたびは休日の開催ということとは考えておりませんでした。

以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

山本議員。

○山本数博議員 全くできんという内容じゃなかったように今、答弁を受けましたが、議会のほうにできるかできないかの相談があつてしかるべきだと思います。27日にしても控訴をしたいんじゃないかという思いがあれば、議会のほうへ休会中じゃができんかと。休会中は先ほど言われましたように、議長が招集すればできるという。こういう今答弁された思うんですが、できんことはないということの返事があつたように思いますが、そこらはど

うなんでしょうか。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 単なる言いがかりのレベルです。今に始まった規則ではありません。それこそ長く市政に皆さん関わってこられたはずです。私よりはるかに長く、職員として議員として。なぜ言いがかりと私が断罪するか。主張に一貫性がないからです。

もしかように考えていたんであれば、これまでもずっとその主張をしているべきですがしてませんよね。専決に対して休日返上で臨時会を開くべきだったと言ってたんですか、皆さん。聞いた覚えがありません。その事実はないはずです。取ってつけたように今回思いついた主張を展開する、故に言いがかりと評価をしています。

○大 下 議 長 市長、今の質疑に対しての答弁をお願いいたします。

○石 丸 市 長 していますが。

○大 下 議 長 いや、違います。

○石 丸 市 長 どのような点で。

○大 下 議 長 議会に相談すべきではなかったかという質問だったと思います。

○石 丸 市 長 なので今答えてますが。静かにお願いします。

なので、議会に相談すべきだったというんであれば、既に議会から執行部に対して何か申し入れがあつてしかるべきだと言ってるんです。今回初めてじゃないです専決。それこそ皆さんが職員だったり議員であつた際に、私でなくても専決あつたはずです。同じ主張をされてきてないからおかしいと言ってるんです。なぜこのタイミングで、私になって突然、新たな言動を求められるのか、意味が不明だというふうに今お話をしています。これが、質疑に対する答えです。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

田邊議員。

○田 邊 議 員 2番、田邊です。

先ほど専決した理由の中で、4日から5日に関しては弁護士との手続等があつたという説明でした。これは12月28日に専決をしたということは、この時点で控訴する意思はあつたと思います。

先ほど、先川議員がおっしゃったように、この時点で議会の招集をかければ、年明け4日は年末年始があけた後なので難しいにしても、5日ないし9日には臨時議会の招集ができたのではないかと思います。9日であれば休日ではないので開催そのものはできると思いますが、控訴の期日が9日ということなので、例えば9日の午前中に臨時議会を開いて午後から控訴をするというのが、手続上できたのかできなかったのか。そこを1点お聞かせください。

また、4日から5日の弁護士との手続等があつたということなんですけれども、同時進行で臨時会を開くことができなかったのかどうかという

部分も、もうちょっと詳しく説明をお願いします。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

高藤部長。

○高藤総務部長 日程的なことですが、まず、年末26日に判決出ましてそこから協議等しまして、最終的に控訴するかどうかというような決断もありました。そうした中で弁護士との含めた協議もありまして、最終的に控訴するということが決まったのが28日でございました。それでもって、その当日に専決を何とかさせていただきました。その後、専決書をもって今度は弁護士のほうに委任状、そういったものの作成があります。それを4日にやりました。その後、控訴状とあと専決処分書、委任状をもって5日には弁護士のほうに届けるということで事務的な打ち合わせをしておりましたので、それをもって9日に間に合うようには5日ということで聞いておりましたので、5日には弁護士のほうに持っていったところです。そこには専決処分書も必要ということで聞いておりましたので、5日に専決処分書も持っていっております。

以上でございます。

○大 下 議 長 以上答弁を終わります。

田邊議員。

○田 邊 議 員 9日の日程、例えば午前中に臨時会を開いて午後から控訴するというのは手続上問題あるかどうかの答弁をいただいてないのでお願いします。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

新谷総務課長。

○新谷総務課長 9日に弁護士のほうの手続ができたかどうかということなんですけれども、1月9日ではなく1月5日に弁護士事務所のほうに持っていき、1月9日に弁護士のほうが捺印をして裁判所のほうに出すような予定となっておりましたので、1月9日に弁護士事務所のほうに持っていくというのは、時間的にはちょっと難しかったかと思います。

○大 下 議 長 以上、答弁を終わります。

ほかに質疑は。

南澤議員。

○南 澤 議 員 1番、南澤です。

ただいまの説明をお伺いすると、4日に専決処分が必要で、それをもって弁護士のほうに依頼をかけたという説明だったかと思うんですけれども、4日に臨時議会があつて4日に議決が得られれば同じタイミングでできたという理解でよろしいでしょうか。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

新谷課長。

○新谷総務課長 4日に臨時会で議決があつてということでしたら、5日に弁護士事務所のほうに持っていくということになっておりますので、可能かと思えます。ただ、先ほど部長も申しましたが、26日に判決があつて27日に弁護士と協議をしております。判決の内容について詳細を確認をしております。

す。28日にそれをもって市長等と協議し控訴するかどうかを判断をいたしました。28日の判断をもって、4日、5日で、今、南澤議員が言われた4日に臨時会というのは、議運を経て臨時会の招集ということになるとやはり時間的には難しかったかと考えております。

○大 下 議 長 南澤議員。

○南 澤 議 員 議会の招集に必要なのは7日間という認識なんですけれども、28日に控訴しようということを決断されたんだというのは伺えるんですけれども、その日に招集をかけて議会のほうに相談をするということをするればひょっとすると4日に間に合った可能性があると思うんですけれども、議会のほうに相談されなかったのはなぜですか。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

高藤部長。

○高藤総務部長 事務的には1月4日も専決間に合ったということなんですが、1月4日には必ず専決しとかねばならないということもありまして、そうした中で議会との調整を取りながら議運を開いて臨時議会を開くというには、ちょっとその期間でちょっと難しいということを執行部のほうで判断いたしました。ということから、このたびは専決ということでさせていただいております。

28日には一応方針は決まったんですが、決裁も28日になりましたが、それも朝すぐ決まったということではありません。その日も調整をかけて最終的に決裁が出たということで、時間的にはタイトな時間でやったこととなります。

時間も短かったということで、先ほど申しましたが専決ということで進めさせていただいております。

以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

南澤議員。

○南 澤 議 員 時間的にタイトなのはよく分かるんですけれども、相談、議会のほうに招集できないか1月4日にできないか、あるいは1月5日の午前中に決まって午後に弁護士のほうに持っていけばできたのではないかというようなことも考えられるんですけれども、難しい。ただ手続上は本来すべきであるし時間的いとまがなかったと認められるかどうか専決を承認できるかできないかの我々の判断基準となります。

その際に、判断としては難しい。確かにタイトな日程だと思いますがまず相談があつてしかるべきではないかというふうに思います。その上で、こちらでも対応できないということであれば、専決致し方なしという結論になるのかなと思うんですけれども。

まず、なぜ相談しなかったのか難しいという判断だったということなんですけれども、それでも相談すべきではないかなと。相談した上で進めていくべきではないかなというふうに思いますので改めて、なぜ相談

されなかったのかという点と、5日の午前中に議決、臨時議会の議決が得られれば間に合ったのかどうか、2点お伺いしたいと思います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

高藤部長。

○高藤総務部長 相談すればどうだったかということがあったんですけども、相談については執行部のほうではしておりませんでした。それは執行部の判断としてこのたびは時間的余裕がないということで、執行部のほうで判断したということで議会のほうには相談しておりません。

それで、5日のほうですが、5日にやれば間に合ったんじゃないかということなんですが、先ほどから日程を説明しておりますが、そういった中で5日に議会を開いてその日に持っていくということは、基本的には専決処分をした後に事務的なことをまたするようになりますんで、そういった中でそれは難しいという判断をしておりましたので、5日の臨時議会の議決ということはちょっと考えておりませんでした。

以上です。

○大 下 議 長 続いて答弁を求めます。ちょっと、市長、待ってください。

傍聴者の方に申し上げます。携帯電話の電源をお切りいただきますようお願いいたします。

石丸市長。

○石 丸 市 長 ちょっと部長か課長がもうちょっと日付を数えられるように、後で補足してもらえればと思います。

1月5日時点で間に合わないというのは先ほど説明したとおりです。事務の手續には必ず時間が必要ですので、ぎりぎり間に合えばラッキーじゃ済まないです。確実に間に合うように進めるのが行政の手續です。その大前提でお話をするんですが、一体ふだんどういう日程で議会を運営されてるんでしょうか。

先ほど休日が閉会だと、要は議会が閉まるとという話をしたと思うんですが、その認識は共有できてますよね。共通認識であると思います。そうしたときに、執行部からの通知、通告、通達があって、議運というのを開いて、議運が何か5分ぐらいで終わってすぐ次に動けるんですか。そんな日程でされてないですよ、これまで。かなりゆっくり日にちをとってされてますよね。今回もそうですけども、この臨時会を開くに際して、議会運営委員会を開いて、今、委員長がここで冒頭説明されましたが、かなりの手順を踏まれていますよね。これが事実としてあります、規則にのっとって。ゆえに、それらを数えてみて執行部として、ああ、これは臨時会を開いたら1月9日に間に合わないと判断をしました。なので、急いでぎりぎり間に合う年が明ける前の時点です。土日祝日の前です。市役所が閉まる前に専決を行ったというのが前後関係です。もしこれまでも、夜中だろうと休みだろうと構わずプライベートの携帯に電話して議運開くようなことがあったのであれば、執行部もまた考えられますが、そのような事実はないはずです。

多くの議員の方大好きですが慣例にのっとって、慣例というのは一つのルールになってるはずです。法的な解釈もそのとおりです。なので、ルールに沿って執行部として客観性を持ってこのように判断をしています。部長、課長のほうで日付がもうちょっと言えればお願いします。

○大 下 議 長 答弁を終わります。
ほかに。続いて答弁がありますか。
高藤部長。

○高藤総務部長 先ほど日程のほうが再度ということがありましたので、ちょっと御説明させていただきます。

12月26日に判決が出ております。それから27日に。失礼しました。総務課長のほうから説明をさせていただきます。

○大 下 議 長 引き続き、答弁をお願いいたします。
新谷課長。

○新谷総務課長 繰り返しになるんですが、12月26日に判決がありました。12月27日に判決内容について弁護士と詳細を話し協議をしました。28日、弁護士の協議を受けて市長と控訴についての協議をさせていただき、28日控訴を決定をしました。そこから29から1月3日までは年末年始の休日となっております。28日の控訴の決定についての起案を上げ、決定したのがその日の夕方となっております。それを受けての事務となるかと思いますが、1月4日に次に訴訟代理人として控訴をすることについての専決処分を決定をし、専決処分を受けて弁護士に訴訟代理人としての委任をするよう起案をしました。1月4日に訴訟代理人の起案をして、代理人として弁護士に就いていただくということを決裁しました。

1月5日なんですけれども、訴訟代理人の委任状と、それから専決処分書を持って弁護士事務所のほうに行っております。弁護士のほうからは1月9日からの営業開始だったんですけれども、1月5日に臨時で出ていただきまして打合せをし、1月9日、弁護士の捺印をもって裁判所のほうに控訴状のほうを提出をしていただいております。

また、先ほどの専決処分についてなんですけれども、客観的な事情があるかどうかということについてなんです、長が判断をするようになっております。

地方自治法の179条なんですけれども、こちらのほうには、普通地方公共団体の長において、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときということで、長において判断をするということが記載されておりますので、専決処分について地方自治法にのっとり長のほうで判断をさせていただきます。

○大 下 議 長 以上答弁を終わります。
ほかに質疑はありませんか。
山本議員はもう駄目です。
ほかに質疑はありませんか。

熊高議員。

○熊 高 議 員 控訴の提起の3番の内容で5番の控訴の趣旨というものが3点ほどありますけども、これについてそれぞれ趣旨ということで書いてありますので、内容についてもう少し詳細にお答えいただきたいと思います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

高藤部長。

○高藤総務部長 控訴の趣旨（1）のところの原判決の中の敗訴部分を取り消すということなんですけれども、これについては、ツイッターあるいはそういった議会内での発言が誹謗中傷、名誉毀損に当たったかということなんです。その部分の一部が認められましたのでその部分を敗訴を取り消すということでございます。

それと（2）の部分でございますが、これについては敗訴となって33万円とその3%、これを金員を払えというようなところがあります。それについての中身でございます。それを棄却するということです。

次に、訴訟費用（3）でございますが、これについては1審、2審とも被控訴人の負担とするということで、これは一部が10分の1でございしますが、判決内容の（3）にあります10分の1が安芸高田市の負担となっておりますので、それを1審、2審とも被控訴人ですから原告ですね。裁判でいうと原告のほうに負担するということで、そういったことを求める趣旨の内容となっております。

以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊 高 議 員 先ほど、（1）の一部認められたという内容については、具体的にはどういう内容なんでしょうか。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

高藤部長。

○高藤総務部長 一部認められたといいますのが、敗訴部分のところの市としては全部誹謗中傷あったとか名誉毀損であったということになったんですけれども、そういったところの中が今回の判決では、当初は330万円ですか。これは損害として出されたんですけれども、そのうちの33万円ということで全部じゃなかったんですけれども、そういったところが認められたということでございます。

以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊 高 議 員 330万の原告の請求に対して33万円という結論であったんですが、1割に減額されたということが認められた。数字的にはそうでしょうけども、内容については具体的にどのような内容であったかという確認等はされておらないんですか。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

- 高藤部長。
- 高藤総務部長 金額的なものは出ておるんですけども、金額的な根拠、そういったところは示されておりませんので、その辺は把握しておりません。
- 以上です。
- 大 下 議 長 答弁を終わります。
- ほかに質疑はありませんか。
- 石飛議員。
- 石 飛 議 員 先ほど部長のほうから賠償額の330万の求めに対して33万円しか判決は10分の1という請求に終わったということなんですが、この金額が通例ですよ。似たような裁判ありますよね。その中で、10分の1で判決が決まっているのがほとんどだと思うんです。ですから、もともと賠償を求めるときには10倍ぐらいの金額で訴訟を訴えて、結論は10分の1になるだろうという予想のもと原告からの訴え、これがほとんど通例になっていると思うんですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。10分の1になったから一部認められたという考えでいらっしゃるんですか。
- それと、もう1点、12月26日に判決が出ましたよね。その判決が出た時点で同時進行で臨時会を招集しようという考えがお持ちであれば、当然議会へ相談すべきであったと思いますが、その2点をお聞きします。
- 大 下 議 長 答弁を求めます。
- 石丸市長。
- 石 丸 市 長 まず、議事進行の話なんですけども、今の質疑はここすべきものですか。ここは司法の場ではなく専決処分の手続について審議をする場だと認識をしてるんですが。
- 大 下 議 長 そのための質疑をされておりますので、答弁をお願いいたします。
- 石 丸 市 長 今、判決内容の評価あるいは判決の背景についての質疑だったと思いますが、それ執行部に聞いてどうするんですか。いや、執行部は司法ではないので。
- 大 下 議 長 市長、答弁できませんか。
- 石 丸 市 長 いや、なのでおかしいと思うんですが。
- 大 下 議 長 おかしくないです。
- 石 丸 市 長 どのようにおかしくありませんか。
- 大 下 議 長 基本的に判決の内容が分からなかったらその判断もできにくいところもありますし、それに対して質疑をしているわけですから、答えられるところで答弁してください。
- 石 丸 市 長 専決処分した事件の承認についてと、これは今回裁判なんですけども、ほかの事案についてもそのような司法の解釈まで執行部が説明をするんですか、事務局長。あってますか。おかしいでしょ。
- 大 下 議 長 市長、発言の許可はしてませんので、答弁をしてくださいと。
- 石 丸 市 長 なので先ほどお断りしました。
- 議事進行の話なんですけどと。
- 大 下 議 長 質疑に対して答弁してください。

- 石 丸 市 長 事務局長、念のため聞きますが、いいんですか。
- 大 下 議 長 事務局長に聞く場ではありません。議員が質問しておりますのでその質問に対して答弁をお願いいたします。
- 石 丸 市 長 では、議員の質疑がおかしいと思います。法的な解釈をここで議論する場ではないですよ。その時間じゃないはずですよ。
- 大 下 議 長 答弁を終わります。
石飛議員。
- 石 飛 議 員 質疑というよりは控訴の趣旨です。ここに対してどういう認識を持って控訴を求めたのか、それを聞いてるんです。先ほど一部認められた。だけど、まだ一部求められていると。33万円求められている。そういう認識のもと、まだ不足だと、だから控訴するんでしょう。私は判決のことを言いよるんじゃないんです。判決に対して不足だから控訴するという市があります。この対応は正しいかどうかのことを聞いてるんですよ。私が正しいかどうか判断しなくちゃいけない。どうして控訴するんだろう、市はどうして控訴するんだろう。控訴の趣旨です。それを聞いてるんです。
- それともう1点、再度同じことを聞きますが26日の時点に判決が出た。だったら控訴するかどうかを弁護士と27、28日に協議したんでしょう。だったらもう臨時会開くべきか、開かないべきか、同時進行で考える時間余裕は2日前からあるわけです。28日からスタートしたわけじゃない。長として議決事項として扱うかどうかを判断、それは既に26日からもう決まってる。そこをお尋ねしたんです。別にそれは市長から言わせれば、一介の議員が言ってることだから、おかしいことを聞いてるというようなんですけど、どうですか、もう一度。
- 大 下 議 長 石飛議員に言います。必要以上のことは発言しないでいただきたいと思います。
答弁を求めます。
石丸市長。
- 石 丸 市 長 質疑が散らかっているので何を聞きたいのか分かりませんでした。整理して。
- 大 下 議 長 分かるところだけ。
- 石 丸 市 長 いや、何か全部分からなかったです。なので整理してまとめてください。
- 大 下 議 長 もう一度、質疑をお願いいたします。
石飛議員。
- 石 飛 議 員 議長、これで3回になりますが、同じことを聞きます。控訴の趣旨、一部認められたと。その一部認められたというのが、先ほどの数字を述べられたけど、通例では請求を求めるときは10倍の金額ぐらいを請求して、ほとんど判決では10分の1のものが判決として結審する。それがほとんど賠償責任の通例になっているんじゃないんですか、その辺は市はどかに考えてらっしゃるんですかということを聞きました。

もう1点、26日に判決が出たんだから26日から臨時議会を開くかどうか、そこを長が考えるべきではなかったかということをお尋ねしております。2点です。

もうこれで3回で、以上終わりです。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 まず、二つ目のほうの質問からお答えしますが、先ほど総務課長がかなり丁寧に説明したと思うんですが、28日の夕方時点で最終的な意思決定をしています。執行部として。何でそれより前に議会に対して動き出す必要があるんですか。動き出せると考えられるんですか。皆さんは考えが決まっていないうちから、あれこれ手続始められるんですか。

執行部と議会というのは独立した存在で、その間には必ず手続というものが必要になってきます。それこそ議会を重視すればこそです。尊重すればこそです。意思決定をした上で議会に通知をするのが当然の所作だと考えます。そうではなく、なあなあで事前の調整をやろうというのは、二元代表制をないがしろにする行為です。俗に言う根回しのようなことがそうやって行われてきたんです、行われているんです。広く世の中で。よって、執行部としての責任を全うするために、手続を踏もうとスケジュールを数えたところ、日程を数えたところ、臨時会を開く時間的な余裕がなかったとそのように判断をしました。これが二つ目のほうの質疑に対する答えです。

一つ目のほうなんですけど通例としてとおっしゃるんですが、本当ですか。世の中の名誉毀損の裁判全部そうなってるんですか。そんなわけはありません。思い込みで何か世のことわりのごとく話すのは控えたほうがよいと思います。恥をかくだけです。

先ほど熊高議員のほうからも質疑があったのでお答えをしますが、原告からの訴え、山根議員ですが、まず最初に石丸伸二個人に対しての損害賠償請求でした。当人はずっと個人に対してだと主張されてたんですね。市長じゃないんだと。ただそれは裁判所が受け付けなかったと。結果としてもそうです。なので、これは本来当たり前なんですが、市役所、市長を提訴するということに至ってます。

判決においては、個人に対する請求は棄却されてます。全部退けられてます。一方で、市長に対して執行部、市役所に対しての請求これが10分の1だけ認められた。10分の1が多いか少ないか、それは主観によるんですが、10分の1ほど認められた。それが事実です。

ただ、10分の1といえども執行部としていわれのない損害賠償を受け入れることは当然できません。血税ですので。よって、当然の責任として、今こうして控訴を行うに至っています。

なお、石飛議員は今、一介の議員ですがなどとおっしゃいましたが、そんな立場にはありません。今ここから退席されてる山根議員はその張本人ですが、石飛議員、山本優議員、武岡議員は、原告の参考人として

陳述書まで出されています。言わば関係者です。大事な事実です。一介の議員などという存在ではないことを、改めてこの場でお知らせをしておきます。

○大 下 議 長 答弁を終わります。
ほかに質疑はありませんか。
山本議員。

○山 本 優 議 員 先ほどから専決処分したことについての市長、部長、課長、説明されておりますけれども、26日に判決が起きて28日、4日、5日、9日という手順されておりますけれども、議会の議決を経なければいけないという認識は執行部はしっかりとお持ちだと思います。だったら過去にこういう裁判の控訴事件のようなものは過去には安芸高田市にはありません。しかし、控訴するに当たって時間的余裕がないからと言いながら最善の努力をしたとは認められません。なぜ、28日、4日、5日と時間かけてやっとなんです。いろんな手順しよう思うたらその日のうちに全部やろうと思えばできるはずです。最善の努力をされましたか。臨時議会を開くための。その1点をお聞きします。

○大 下 議 長 山本議員に申し上げます。先ほど来の質疑の中に、内容的にはありましたので、ここは答弁なしというふうにさせていただいてもよろしいでしょうか。

市長、笑う必要ないですよ。答弁がしたいんであれば答弁を受けますよ。笑わないでください、そこは。笑う場ではありません。

ほかに質疑はありませんか。
（「休憩動議」の声あり）

○大 下 議 長 何の休憩でしょうか。

○熊 高 議 員 先ほど、議員の中に裁判に関係してる人がいらっしゃるということがありましたが、これは山根議員は除斥されておりますけれども、こういった関係者はよろしいんですか。その確認をしてください。

○大 下 議 長 全国の議長市議会ではこれは確認しております。ですから退席は山根議員だけでよろしいということです。

（「ちなみにどういう見解だったんですか」の声あり）

○大 下 議 長 直接の利害関係がなかったということです。
以上です。

（「裁判に陳述・・・の声あり」）

○大 下 議 長 裁判に直接利害関係がなかったということでございます。

（「裁判に出たということは関係者ということじゃないんですか」の声あり）

○大 下 議 長 同じことですよそれは。

（「何が同じこと」の声あり）

○大 下 議 長 利害関係がなかったということです。

（「どういう立場で裁判に出たんです。証人は・・・」の声あり）

○大 下 議 長 証人です、それは。

- (「どっちの証人で。利害関係がある・・・」の声あり)
- 大 下 議 長 利害関係はないです、それは。
- (「休憩中ですか」の声あり)
- 大 下 議 長 休憩中ではありません。
- (「休憩じゃないなら発言の許可を求めてやるべきじゃ・・・」の声あり)
- (「理由を聞かれたんで、本当に休憩を取ってください。賛成者がいたんで」の声あり)
- 大 下 議 長 以上で、今理由を言いましたんで、もうそれ以上発言の許可は許しません。
- ほかに質疑はありませんか。
- (「休憩動議を出して認めてもらえてるのに、なんで休憩せんのですか」の声あり)
- 大 下 議 長 発言の許可してませんよ。発言の許可はしてません。
- 熊高議員。
- 熊 高 議 員 先ほどの休憩動議はどうなったんですか。
- 大 下 議 長 だから休憩動議が、何の休憩動議かと聞いた。それが答えですよ。
- (「いや理由言ったじゃないですか」の声あり)
- 大 下 議 長 理由を言いました。
- (「いや私が言ったじゃないですか」の声あり)
- 大 下 議 長 どういうことですか。
- 利害関係がないと言ったじゃないですか。
- (「発言してもええんなら休憩してください。いちいち指名していただいて言うこともない」の声あり)
- 大 下 議 長 声が聞こえない、もうちょっと大きい声で。発言の許可を得て発言してください。休憩ではありませんので。
- 熊高議員。
- 熊 高 議 員 議場の事務上で休憩動議を出して賛成者がおったら休憩するというのが原則じゃないんですか、局長。
- 大 下 議 長 中身についてだから確認したところですよ。
- 中身が休憩動議に当たりませんよ、それは。
- 暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時01分 休憩

午前11時08分 再開

~~~~~○~~~~~

- 大 下 議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。
- ここで、11時20分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時08分 休憩

午前11時20分 再開



- 大 下 議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。  
先ほど休憩中にありました熊高議員より、その除斥のされる人は証人の人もいうことがありましたけど、これは先日、議会運営委員会でその確認はしております。その議会運営委員会の中に熊高議員もおられましたよ。その確認は議運でもやりました。  
（「議長、発言してもいいですか。ちょっと違う・・・」の声あり）
- 大 下 議 長 違います。発言は許してないですけど、違います。議会運営委員会でそこは確認をして、除斥は山根議員だけということで決定をいたしました。それでなおかつ全国議長会へ確認をいたしました。先ほど局長が述べたとおりであります。よろしいですか。  
（「よろしくない」の声あり）
- 大 下 議 長 どういうこと。それ以上何もありますよ。  
（「関係者が・・・」の声あり）
- 大 下 議 長 発言は許してません。  
（「一方的にそんなこと言われても困る」の声あり）
- 大 下 議 長 根本的な理由じゃないじゃないですか。  
（「議事進行」の声あり）  
（「事実と違うことを」の声あり）
- 大 下 議 長 事実と違います。  
（「違います」の声あり）
- 大 下 議 長 どこが違うんですか。  
（「だから発言してもいいですか」の声あり）
- 大 下 議 長 発言は許してませんが、それはもう事実そのものでございます。  
（「違う」の声あり）
- 大 下 議 長 間違いはありません。  
（「間違いがあります」の声あり）
- 大 下 議 長 その場に議会運営委員会の一員として熊高議員もおられたじゃないですか。  
（「内容については・・・」の声あり）
- 大 下 議 長 何を言うとりゃないじゃないですか。  
（「議長、議事進行」の声あり）  
（「休憩なんかどうなん」の声あり）
- 大 下 議 長 休憩ではありません。もう会議を開いております。  
（「議長が変な説明をするけえ、おかしくなる」の声あり）
- 大 下 議 長 僕が言わにゃ誰が言うんですか。  
（「だからそれは事実と違います」の声あり）  
（「議事進行」の声あり）
- 大 下 議 長 事実と違いますというのは言ってます。  
（「議事整理権は議長にある」の声あり）  
（「発言の自由を認めんというのは・・・」の声あり）

- 大 下 議 長      どうということ。発言の許可はしてませんよ。そこでぐちゃぐちゃ言っ  
たって駄目ですよ。  
                    (「議長が一方的に言うから・・・」の声あり)
- 大 下 議 長      一方的に言ってるんじゃないです。  
                    発言があれば言ってください。  
                    熊高議員。
- 熊 高 議 員      当然、議会運営委員会に私も委員として出ておりまして、山根議員が  
当事者として除斥をされるということは聞きました。しかし、裁判に関  
係する3名の議員がいらっしゃるということは、今日初めて聞きました。  
だからこそ、そういった発言につながったということを私は説明をして  
おきます。
- 大 下 議 長      分かりました。市長にも申し上げます。裁判に証言に出た3人の名前  
を実名で挙げるのはここではもう不適切な発言ではないですか。  
                    (「何でですか」の声あり)
- 大 下 議 長      取り消しを求めます。裁判の内容ですよ、これは。そこで名前を挙げ  
て。  
                    (「先ほど、私が裁判の内容に入ってますけどいいですかと言ったら構  
わないというふうにおっしゃったばかりじゃないですか」の声あり)
- 大 下 議 長      いやいやそれは、それは違いますよ。  
                    (「何でダブルスタンダードを平然とやるんですか」の声あり)
- 大 下 議 長      発言の許可してませんよ。  
                    (「今聞いたじゃないですか」の声あり)
- 大 下 議 長      いやですから。違うじゃないですか。  
                    (「じゃあ私は答えなくていいんですか」の声あり)
- 大 下 議 長      答えてください。  
                    (「どうですかって質問・・・」の声あり)
- 大 下 議 長      取消しを求めますと。  
                    (「聞きましたよね」の声あり)
- 大 下 議 長      何をですか。  
                    (「私に話せというふうに促されたんですけど、独り言だったんですか」  
                    の声あり)
- 大 下 議 長      聞いてませんよ。  
                    (「聞いてない」の声あり)
- 大 下 議 長      市長に取消しを求めますということを言ったんです。  
                    (「なので今私返してるんですけど」の声あり)
- 大 下 議 長      返してないじゃないですか。  
                    (「独り言」の声あり)
- 大 下 議 長      独り言ですか。  
                    (「じゃないんですよ、私に聞いてるんですね」の声あり)
- 大 下 議 長      そうです。
- 石 丸 市 長      なので、裁判の内容だけじゃないんですかと。つい30分か前に、1時間

は経ってないかな、聞いたばかりですよ。その際に問題ないと、これが承認の審議に必要な内容なんだというふうに皆さん認識もたれてたんですか。

○大 下 議 長 市長、すり替えて言ったら駄目ですよ。

○石 丸 市 長 じゃあだから、どこがどう違うのか教えてください。

○大 下 議 長 だから、人の名前を証人の名前を上げる必要がここであるんですかい  
うことですよ。ないですよそんなもの。

○石 丸 市 長 なぜだって山根議員が。

○大 下 議 長 なぜ証人の名前を言うんですか、それは。

○石 丸 市 長 関係者だからです。山根議員が退席されたのは原告そのものだからじ  
ゃないですか。その後に石飛議員が一介だというふうにおっしゃったん  
ですが、いやいやそんな立場じゃないですと。原告側の証人として陳述  
書まで出されているので、しかも公人です。市議会議員です。この場  
で情報共有しておくべきじゃないですか。じゃなかったら山根議員  
が出て行ったの意味不明になります。何であの人出ていった。

○大 下 議 長 市長、だから、直接の関係者であるから山根議員は退席を求めて、あ  
との3人は利害関係がないからこのまま議場におるということです。

○石 丸 市 長 利害関係の有無は議長会がそのように言ってたということですか。

○大 下 議 長 議長会もそうですけど、議会運営委員会でもそれは確認したんですか  
ら。

○石 丸 市 長 でも、今、熊高議員は知らなかったと。

○大 下 議 長 それは勝手なことを言いやるだけのことだから。

○石 丸 市 長 勝手なこと。あれ、じゃあ嘘だと。

○大 下 議 長 それはそうでしょう。そこで知らん言うことはないでしょう。議会運  
営委員会の中におったわけですから。

(「休憩動議」の声あり)

○大 下 議 長 暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時26分 休憩

午前11時28分 再開

~~~~~○~~~~~

○大 下 議 長 会議を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

(「ちょっと私に何か取り消しを求められたじゃないですか、あれはど  
こいった」の声あり)

○大 下 議 長 いやいや、取り消す気がないんでしょう、でも。

(「いや、取り消しを求められたのでしゃべっていいですか」の声あり)

○大 下 議 長 しゃべってください。

石丸市長。

○石 丸 市 長 まず、当然の話なんですけどもここは司法の場ではないので、専決の

手続に集中して本来は審議すべきだと私のほうから言いました。よろしいですね。にもかかわらず石飛議員、ついでに議長も、いやいや、裁判の中身も大事なんだとおっしゃいました。なので、私のほうから熊高議員も言及されましたが、原告側の証人です。これが議員であり、当然公人です。この場にもいらっしゃるので、あえてその氏名を明かしたに過ぎません。その前段でもっと大事なんですが、議長が議会として、その恫喝発言についてコメントをしたとおっしゃったんです。これ大事な事実ですよ。それこそ司法の場だったら、私喜ぶぐらいの発言ですよ。この紙にもありますが。

- 大 下 議 長 石丸市長、取り消すか取り消さないか。  
○石 丸 市 長 このあと結論出ますんで。聞いてください。  
○大 下 議 長 短く。  
○石 丸 市 長 とめるから長引くんです。  
○大 下 議 長 そんな理由ありませんですよ。  
○石 丸 市 長 特に、実際参考人として証言された山本優議員においては、このときに議長でらっしゃいました。私にこの回答書よく分からない回答書持ってこられて、私が一喝しています。意味が分からないと。こんなもの持ってこないでくださいと言ったわけですよ。つまりその時点から議会の多くの人と市長、執行部は利害関係者になってます。その観点において原告山根議員に限る話ではなく、利害は多くの議員の皆さんが該当している。そのように判断できます。なので議長が今おっしゃったのはむしろ逆効果だと思います。議員全員が関係者ですよ。それこそ、今回新たに1期目の方以外を除けば、当時議会に所属して、議会としてよく分からない回答書を市長に持ってきて、そこからいやいや恫喝あったでしょと私は言ったわけです。

- 大 下 議 長 石丸市長。  
○石 丸 市 長 これが司法の場における。  
○大 下 議 長 発言の許可を取り消しますよ。  
○石 丸 市 長 じゃ、やめましょうか。  
○大 下 議 長 やめてください。やめるしかないでしょう。すり替えてものを言わないでください、そんなん。  
(発言する者あり)

- 大 下 議 長 ほかに質疑はありませんか。簡潔に言ってくださいよ。  
秋田議員。

- 秋 田 議 員 質疑です。これから承認不承認をしていかなきゃいけないし、今日今やってるのは専決処分についてをやってるわけですから、先ほどこれの基本になるのは、議会議決を求めることについての審議がいろいろる説明もあったと思います。その中で、日程的には私も先ほど日程を見ながら説明を聞かせていただき、タイトな日程であることは理解させていただいております。

ただ、山本優議員のを議長は、臨時議会を開くのに最善の努力をした

かどうか伺いたいということを切られたんですが、大事なところなんです。承認不承認を今から判断するのに。

1月4日の5日の段階で、部長か新谷課長か相談しようと思えばできたという発言があったような気がするんですが、最終的にそこを聞くのは議会議決をすることが前提なんで、そこんところはどのように本当に考えておられるかちょっと首をかしげておられるということは、全くタイトでできなかったんだけど、要は議会議決というのが一番大事なことであるとすれば、それを何とか最善やるべきではなかったかということ聞かれたと思うし私もそう思うんですが、そのところはもし答弁いただければ、今後の承認不承認の判断にさせていただくんで伺いたいと思います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

どっちですか。どちらさん、市長がされますか。

石丸市長。

○石 丸 市 長 まず、議長、先ほどはとめて今回はとめないというのは、何か心もちが変わられたんですか。

○大 下 議 長 答弁してください。

○石 丸 市 長 いいんですか。さっきとめられた山本優議員の立つ瀬がないから。

○大 下 議 長 いやいや。

○石 丸 市 長 私、笑ってしまってすごい胸が痛いんですけど。

○大 下 議 長 関係ないことはいいですから。

○石 丸 市 長 いいですか、じゃあ無視して。申し訳なかったです。議長がとめられなかったのでお答えしますが、議長は納得されてあのよう進行されたと私も受け止めてるんですが、最善の努力、当然しました。結果こうなったという話を部長と課長がさんざんしてきています。一部少しすっきり言い切れてないところがあったのでそこは申し訳ないんですけども、先ほどことちょっとやり取りした、こちらのお二方とやり取りしたときにも話あったんですが、臨時会を開くまでの手順というのが議会で決められてると思うんです。これまで。みんなで携帯で電話して明日集まろうとなるんだったら、そうじゃないかもしれないですが、手順ありますよね。なのでその手順を承知してる手順をもとに、9日には絶対出さないといけない。弁護士にその手続をするのがその前の金曜日。これを無理をおしてお願いして1月5日。ここまでにそろえないといけないのに議運を1月28日の夕方の段階に意思決定をしていますが、どうやって開いてもらうんですか。臨時会を開いてもらうんですか。これができないという話を先ほど来、部長と課長とそして私がしています。最善の努力をしたのかと質問されるのであればどの道があったか教えていただければ助かるんですが、ああ、なるほど確かにそうなのがあったなというのであれば、もっと努力できたのかもしれないんですが、ほかに道があるんでしょうか、あれば御教示ください。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○大 下 議 長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。  
これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大 下 議 長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

(討論あり)

○大 下 議 長 討論がありますので、まず本件に対する反対討論の発言を許します。  
山本数博議員。

○山本数博議員 3番。控訴の提起に係る専決処分の承認について不承認とする反対討論を行います。

このたびの承認案件は、平成（令和）5年12月26日に同僚議員が提訴したいわゆる恫喝裁判で、石丸市長が同僚議員を名誉毀損したとして敗訴し、市が賠償責任を言い渡された判決について不服であることから同年12月28日に専決処分により控訴を決裁し、平成（令和）6年1月9日に控訴の手続を行ったものであるが、地方自治法第179条第1項に規定された特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることを理由にしている。

しかし、控訴期限である1月9日までには、判決日翌日から14日間の期間があったこと、臨時議会の開催においては地方自治法第101条第7項のただし書き、緊急を要する場合はこの限りでないの規定をすれば、公告の翌日には招集できたこと。自治法の規定には、土日祝日の議会の開催について制限した条項はなく、休日であっても開催可能であったこと。12月28日に専決の手続を行っていることから、控訴状は出来上がっていたことを考えると市長の主張する議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるとする理由は全く見当たらない。むしろ、事務執行が怠慢であったことを示している。また、招集する時間的余裕があったにもかかわらず専決処分を行った行為は、議会を開催しても否決が想定されることから、たとえ議会で承認が得られなくても控訴が有効になる専決処分を選んだとする疑いは否めない。

また、当該案件は安芸高田市を代表する市長が、名誉を毀損し損害を求められているという極めて不名誉な事件であることから控訴に当たっては、地方自治法第96条第1項第12号に規定する議会の議決を要することは当然のことである。

しかるにこうした事案を根拠のない専決処分で控訴することは、議会の権限を侵害するもので、地方自治における民主主義制度を揺るがしかねないゆゆしき行為であることを指摘したい。

したがって、以上の理由により専決処分を承認することはできない。

以上、専決処分の承認に当たっての反対討論とします。

○大 下 議 長

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

熊高議員。

○熊 高 議 員

本専決処分に対して賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど質疑でいろいろと経緯確認できました。議会としての課題もあるというふうに執行部からも指摘をされました。

以前から、この専決処分というもののものをできるだけなくすということが必要だろうということで、当時穴戸議員が議長になられるときに通年議会を進めていきましょうというふうな発言をもう4年近く前になるんですかね、3年半ぐらい。そのときに言われて、それはいいことですということで私は賛同して通年議会というのを進めようということにしておりましたが、結果として、議会として一切通年議会の議論になっておりません。そういったことがきちっと確立されておれば、この専決処分というのはほぼなくなっていくだろうと。

この専決処分というのは全国でもかなり問題視されておりますし、いろいろ裁判でも専決処分したほうが負けておる確率のほうが高いというふうに聞いております。そういった意味で、私も専決処分そのものはよしとはしていません。

しかし、先ほどの経過報告を聞く中で、議会とのやり取りも含めて専決処分やむなしというふうに判断ができたということで、この専決処分というのは認めるべきだろうという立場で賛成とさせていただきます。

○大 下 議 長

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

南澤議員。

○南 澤 議 員

反対の立場で討論いたします。

質疑の中で、1月4日に臨時会を開催すれば1月9日の控訴提出に間に合ったということを確認しました。12月28日に控訴を決定した段階で、議会の招集を行うことをすれば7日間の猶予があり、1月4日に開けたと認識しています。

その際、議運が開けるかどうか、これについてこれまでの慣例をもとにすると難しいというのが執行部の判断というのは理解しましたが、議運を開くかどうか実際に決めるのは議会です。執行部が判断すべきことではないと考えます。議会が議会運営委員会を開けない、臨時議会に対応できないという回答であったならば、専決処分はやむを得ないと考えますが、議運を開くか否かの判断を執行部がすべきではないと考え、議会に相談すべきであったと考えるので、今回、この専決処分は必然性が感じられない、当然と思えない。

以上のことから、反対といたします。

○大 下 議 長

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(討論なし)

○大 下 議 長

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

田邊議員。

○田 邊 議 員 2番、田邊です。

承認第1号について反対の立場で討論をさせていただきます。

11月28日に専決処分ということで控訴の決定をしているその手続上かなり時間がタイトだったというのは理解できました。しかしながら年を明けて1月の4日に臨時会を開くことは今日の説明の中で4日ないし5日に臨時会を開いても控訴には間に合ったというふうに理解しました。

執行部は最善を尽くしたということだったんですけども、議会の招集をかけていただければ、議会としても最善を尽くすことができたと思います。議運を開く日数であるとかも時間的にタイトということが分かれば議会としても何としても開こうか、専決するよりはきちんと臨時会を開こうという動きになった可能性もあります。そこを議会に対して打診をしなかったというのはやはり最善を尽くしたとは思えませんので、この承認第1号に対しては反対とさせていただきます。

○大 下 議 長 次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

(討論なし)

○大 下 議 長 反対討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、承認第1号「専決処分した事件の承認について」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立少数]

○大 下 議 長 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時46分 休憩

午前11時46分 再開

~~~~~○~~~~~

○大 下 議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第4 議案第1号 令和5年度安芸高田市一般会計補正予算（第8号）

○大 下 議 長 日程第4、議案第1号「令和5年度安芸高田市一般会計補正予算（第8号）」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 本案は、物価高騰対策に係る支援給付金に伴う費用や、学校給食費の支援に係る費用等を既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ追加するものです。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○大 下 議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

- 大 下 議 長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
 本案につきましては、お手元の付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託して審査することにいたします。
 なお審査終了後、本会議を再開し、委員長報告の後、採決を行う予定としております。
 ここで、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 1 1 時 4 8 分    休憩

午後   2 時 0 0 分    再開

~~~~~○~~~~~

- 大 下 議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。
 日程第4、議案第1号「令和5年度安芸高田市一般会計補正予算（第8号）」の件は、予算決算常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。
 石飛予算決算常任委員長。

- 石飛予算決算常任委員長 本日、本委員会に付託のありました議案第1号「令和5年度安芸高田市一般会計補正予算（第8号）」の審査結果について報告します。

このたびの補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,499万6,000円を追加し、予算の総額を222億467万3,000円とするもので、電力・ガス・食品等価格高騰関連として、各種事業への計上が主なものでした。審査を通じて出された特徴的な質疑と答弁は次のとおりです。

審査においては、委員より、「商工費の中小企業等エネルギー価格高騰対策支援事業補助金の減額について、当初1,160社のうち、中小企業が1,130、農業者が30という見込みだったと思うが実績を伺う。」との質疑があり、執行部より、「申請件数は227件、支援金額は1億40万7,000円であった。割合が一番大きかったのが製造業63社、農林漁業27社、サービス業、小売業であった。前年度実施した二つの支援事業と合わせ、広く中小企業の事業者の負担軽減が図られ、事業の目的がおおむね達成できたものと考えている。」との答弁がありました。

また、委員より、「商工業振興事業費について、今回の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で余った部分は別の事業に転用することは可能なのか。」との質疑があり、執行部より、「今回の不要になった国庫負担金は、下水道事業会計事業費と給食センター運営事業費へ充当する。」との答弁がありました。

また、委員より、「学校給食費支援事業補助金について、夏ごろ学校給食の値上げが行われているが、今回の補助金との関係を伺う。」との質疑があり、執行部より、「物価高騰による小中学校の保護者の負担軽減のため、給食費の補助である。既に値上げをしているので、値上げ幅分を還付などしていきたい。」との答弁がありました。

そのほか歳入歳出について審査した結果、補正額、補正内容等は適正

であると判断し、議案第1号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、委員長報告を終わります。

○大 下 議 長 これをもって委員長の報告を終わります。
これより質疑に入ります。
ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。
(質疑なし)

○大 下 議 長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
これより本案に対する討論を行います。
討論はありませんか。
(討論なし)

○大 下 議 長 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第1号「令和5年度安芸高田市一般会計補正予算（第8号）」の件を起立により採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○大 下 議 長 起立多数であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
以上をもって本臨時会の日程は全て終了いたしました。
これにて、令和6年第1回安芸高田市議会臨時会を閉会いたします。
御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午後 2時06分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員